

奈良県広域水道センターで使用する電気の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。

平成29年4月14日

奈良県知事 荒 井 正 吾

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

奈良県広域水道センターで使用する電気

予定使用電力量 3, 136, 000キロワット時

2 入札物件の数量及び特質

入札説明書によります。

3 納入期間

平成29年7月1日から平成30年6月30日まで

4 納入場所

大和郡山市満願寺町444-3 奈良県広域水道センター

5 入札方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(5)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者のうち、営業種目J2電気に登録を

している者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）

電話番号（直通） 0742-27-8908

- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づく小売電気事業者の登録を受けた者であること。
- (5) 平成29年度奈良県電力の調達に係る環境配慮方針に定める基準点を満たす者であること。

なお、新たに基準点の判定を得ようとする者は、次に示す場所に環境に配慮した電力の調達契約評価項目の報告を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課循環型社会推進係（県庁主棟2階）

電話番号（直通） 0742-27-8663

第3 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等

〒630-8113 奈良市法蓮町757

奈良県水道局総務課（奈良県奈良総合庁舎4階）

電話番号（直通） 0742-20-4621

第4 入札手続等

1 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 交付方法

ア 第3に示す場所における交付

イ 奈良県水道局のホームページからのダウンロード

ホームページアドレス <http://www.pref.nara.jp/7992.htm>

(2) 交付期間

平成29年4月14日（金）から同年5月25日（木）まで（(1)のアに示す方

法による場合は、奈良県の休日を定める条例（平成元年３月奈良県条例第３２号）第１条第１項に規定する県の休日を除く日の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除きます。）に限りします。）

(3) 費用 無償

2 入札説明会の開催

実施しません。

3 競争入札参加資格の確認

この物件の入札に参加を希望する者は、入札説明書の６に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(1) 提出期限 平成２９年５月１０日（水）午後５時（期限までに到着したもののみ有効とします。）

(2) 提出場所 第３に同じ

(3) 提出方法 入札説明書の６の(1)に示す提出書類を郵便又は持参により提出してください。

(4) 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。

4 入開札の場所等

(1) 場所 奈良市法蓮町７５７ 奈良県奈良総合庁舎本館北 共用会議室

(2) 日時 平成２９年５月２５日（木） 午前１０時

5 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、表封筒に「平成２９年５月２５日開札奈良県広域水道センターで使用する電気の調達に係る入札書在中」と朱書するとともに、中封筒に入札書（入札書記載金額の積算根拠資料を添付すること。）を入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県水道局総務課長宛ての親展として、平成２９年５月２４日（水）までに第３に定める場所へ到着するようにしてください。

第５ その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

免除します。

3 契約保証金

奈良県営水道契約規程（昭和42年6月奈良県営水道企業管理規程第6号）第19条に定めるところによります。

4 入札者に要求される事項

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、平成29年5月10日（水）の午後5時までに入札説明書6の(1)で示す書類を第3に示す場所に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。
- (2) (1)の書類を提出しない者又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。
- (3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。また、代理人をもって直接入札する場合は、委任状を入札時に提出してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県営水道契約規程（昭和42年6月奈良県営水道企業管理規程第6号）第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合があります。

9 手続における交渉の有無

無

10 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次に掲げる(1)から(7)までのいずれかに該当する事由が生じ、又は該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。））、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

11 契約の解除

契約締結後、契約者について10の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、

契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、10の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

12 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

第6 Summary

- 1 Subject of Procurement: Electricity about 3,136,000kWh to use at Nara Prefecture Regional Waterworks Center
- 2 Time Limit of Tender(by hand): 10:00 a.m., May 25, 2017
- 3 Time Limit of Tender(by mail): May 24, 2017
- 4 For further information, please contact: Contract & Property Section,
General Affairs Division, Waterworks Bureau, Nara Prefectural Government
4th floor, Nara General Office Building of Nara Prefectural Government
757 Houren-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8113 Japan
Tel: 0742-20-4621(direct line)